最終更新日：2021年6月29日
株式会社ＪＶＣケンウッド
代表取締役　社長執行役員　最高経営責任者（CEO）　江口　祥一郎
問合せ先：取締役　常務執行役員　コーポレート部門担当　　栗原　直一
証券コード：6632
https://www.jvckenwood.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化によって経営における意思決定の透明性と効率性を高め、企業価値の向上を図ることを経営上の最も重要な課題の一つととらえています。そのため、「経営と執行の分離」、「社外取締役・社外監査役の招聘」、「内部監査部門の設置によるチェック機能向上」の体制をとり、グループを挙げた内部統制システムの整備を進め、コーポレート・ガバナンスの充実、強化を図ることを基本としています。

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を踏まえたコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を「ＪＶＣケンウッドコーポレートガバナンス方針」（以下「CG方針」といいます。）として策定し、当社ウェブサイト（https://www.jvckenwood.com/corporate/governance/）に掲載しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

コードの各原則に基づく開示は、次のとおりです。なお、当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則をふまえたコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針をCG方針として策定しており、コードの各原則に関する一部開示事項についてはCG方針各条項をご参照ください。

〔CG方針　掲載ウェブサイト　アドレス〕
https://www.jvckenwood.com/content/dam/pdf/181201_governance.pdf

1．原則1－4　いわゆる政策保有株式
ＣＧ方針第6条をご参照ください。
なお、当社はこれまでに保有意義の低下した銘柄の縮減を進めた結果、2021年3月31日時点における政策保有株式（上場株式に限る。）は4銘柄、貸借対照表上の計上額は合計約18億円となっています。現在の保有銘柄は、個別銘柄毎に保有にともなう便益、リスク、資本コスト等を総合的に精査することにより、保有意義を毎年検証し、保有意義が低下した銘柄については処分します。当社は、以上の方針に従い、経営企画部が、保有目的を純投資目的以外の目的とする投資株式の保有意義の検証を毎年定期的に行い、その結果を取締役会に報告して投資株式の継続保有の是非を検証しています。
株式の保有状況の詳細は、有価証券報告書をご参照ください。
〔有価証券報告書　掲載ウェブサイト　リンク〕
https://www.jvckenwood.com/jp/ir/library/securities.html

2．原則1－7　関連当事者の取引
ＣＧ方針第7条をご参照ください。

3．原則2－6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮
ＣＧ方針第12条の2をご参照ください。

4．原則3－1　情報開示の充実
ＣＧ方針第15条、第16条第1項乃至第3項及び第6項をご参照ください。

5．補充原則4－1①　経営陣に対する委任の範囲の決定と概要の開示
ＣＧ方針第14条第5項をご参照ください。

6．原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
CG方針第18条をご参照ください。

7．補充原則4－11①　取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方
CG方針第16条第4項をご参照ください。

8．補充原則4－11②　取締役・監査役の兼務状況の開示
CG方針第21条第1項をご参照ください。

9．補充原則4－11③　取締役会全体の実効性についての分析・評価及びその結果の概要の開示
当社は、2021年2月26日付で、取締役会の実効性評価の実施結果の概要を開示しました。実効性評価方法及び評価結果の概要については、掲載ウェブサイトをご参照ください。
〔取締役会の実効性評価の実施結果の概要　掲載ウェブサイト　リンク〕

https://www.jvckenwood.com/content/dam/pdf/20210226_directors.pdf

10. 補充原則4－14②　取締役･監査役に対するトレーニングの方針についての開示
CG方針第22条をご参照ください。

11. 原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針
CG方針第4条をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	14,613,200	8.91
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	13,547,100	8.26
INTERACTIVE BROKERS LLC	4,229,125	2.58
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	2,775,000	1.69
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	2,654,200	1.62
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	2,570,630	1.57
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	2,482,000	1.51
株式会社日本カストディ銀行(信託口6)	2,310,400	1.41
JPMBL RE NOMURA INTERNATIONAL PLC 1 COLL EQUITY	2,278,745	1.39
JP MORGAN CHASE BANK 385781	2,206,841	1.35

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート･ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社外取締役
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岩田　眞二郎	他の会社の出身者								△			
浜崎　祐司	他の会社の出身者											
鬼塚　ひろみ	他の会社の出身者								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

岩田　眞二郎	○	株式会社A. L. I. Technologies　取締役（社外取締役） 同氏の兼職先である株式会社A. L. I. Technologiesと当社との間には、相互に寄附を含む取引、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。 同氏が過去に役職員を務めた株式会社日立製作所と当社との間には、過去から現在にかけて仕入及び販売の取引関係が、日立オートモーティブシステムズ株式会社（現　日立Astemo株式会社）と当社との間には、過去から現在にかけて販売の取引関係が、株式会社日立国際電気と当社との間には、過去（当連結会計年度の取引関係はありません。）に販売の取引関係が、株式会社日立物流と当社との間には、過去（当連結会計年度の取引関係はありません。）に仕入及び販売の取引関係がそれぞれありますが、当時及び当連結会計年度の取引額は、各取引年度の当社及び各社の連結売上高の1％未満であり、当社及び各社のそれぞれにとって主要な取引に該当せず、その他相互に寄附、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。なお、同氏が株式会社日立製作所の役職員を辞してから約3年、日立オートモーティブシステムズ株式会社の役職員を辞してから4年、株式会社日立国際電気の役職員を辞してから7年、株式会社日立物流の役職員を辞してから約3年が経過しており、現時点において各社との間に何らの関係もありません。また、同氏が過去に役職員を務めた株式会社不二越、Hitachi Data Systems Corporation、Hitachi Global Storage Technologies, Inc.（現　HGST, Inc.）、日立工機株式会社（現　工機ホールディングス株式会社）及び株式会社ベネッセホールディングスと当社との間には、それぞれ相互に寄附を含む取引、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。 また、同氏は、過去に当社の上記以外の主要取引先や主要株主の業務執行者等であった経験はありません。 以上により、当社は、同氏が独立性を有すると判断しています。	当社は、同氏の当社グループ外の上場企業等における業務及び企業経営で得た情報通信領域及び自動車関連領域等に関する豊富な経験、知識、専門的見地及び人的関係等を当社の経営に活かすとともに、当社グループの業務執行と離れた客観的な第三者の立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する助言や提言をいただくことにより、当社の経営を監督する立場で活躍することを期待して、社外取締役として選任しています。
浜崎　祐司	○	株式会社明電舎　取締役会長 一般社団法人日本電機工業会　理事 同氏の兼職先である株式会社明電舎及び一般社団法人日本電機工業会と当社との間には、それぞれ相互に寄附を含む取引、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。 同氏が過去に役職員を務めた住友電気工業株式会社と当社との間には、過去（当連結会計年度の取引関係はありません。）に仕入の取引関係がありましたが、当時の取引額は、各取引年度の当社及び同社の連結売上高の1％未満であり、当社及び同社の双方にとって主要な取引に該当せず、その他相互に寄附、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。なお、同氏が同社の役職員を辞してから10年以上が経過しており、現時点において同社との間に何らの関係もありません。 さらに、同氏は、過去に当社の上記以外の主要取引先や主要株主の業務執行者等であった経験はありません。 以上により、当社は、同氏が独立性を有すると判断しています。	当社は、同氏の当社グループ外の上場企業等における業務及び企業経営で得た情報通信領域及び重電領域等に関する豊富な経験、知識、専門的見地及び人的関係等を当社の経営に活かすとともに、当社グループの業務執行と離れた客観的な第三者の立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する助言や提言をいただくことにより、当社の経営を監督する立場で活躍することを期待して、社外取締役として選任しています。

鬼塚　ひろみ	○	株式会社イーブックイニシアティブジャパン　監査役 ヤフー株式会社　監査役 東京エレクトロンデバイス株式会社　社外取締役（独立役員） 同氏の兼職先である東京エレクトロンデバイス株式会社と当社との間には、過去から現在にかけて販売の取引関係がありますが、当時及び当連結会計年度の取引額は、各取引年度の当社及び同社の連結売上高の1％未満であり、当社及び同社の双方にとって主要な取引に該当せず、相互に寄附、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。また、同氏の兼職先である株式会社イーブックイニシアティブジャパン及びヤフー株式会社と当社との間には、相互に寄附、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。 同氏が過去に役職員を務めた東京芝浦電機株式会社（現　株式会社東芝）と当社との間には、過去から現在にかけて仕入の取引関係があり、2013年3月期における当社と同社との取引額は約40億円で、当時の当社の連結売上高の1％を超えており、当時の同社の連結売上高の1％未満でありましたが、当連結会計年度の取引額は、当連結会計年度の当社及び同社の連結売上高の1％未満であり、当社及び同社の双方にとって主要な取引に該当せず、その他相互に寄附、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。なお、同氏が同社の役職員を辞してから10年以上が経過しており、現時点において同社との間に何らの関係もありません。 また、同氏が過去に役職員を務めた東芝メディカルシステムズ株式会社（現　キヤノンメディカルシステムズ株式会社）と当社との間には、過去から現在にかけて仕入の取引関係がありますが、当時及び当連結会計年度の取引額は、各取引年度の当社及び同社の連結売上高の1％未満であり、当社及び同社の双方にとって主要な取引に該当せず、その他相互に寄附、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。なお、同氏が同社の役職員を辞してから9年が経過しており、現時点において同社との間に何らの関係もありません。同氏が過去に役職員を務めた、Zホールディングス株式会社と当社との間には、相互に寄附を含む取引、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。 また、同氏は、過去に当社の上記以外の主要取引先や主要株主の業務執行者等であった経験はありません。 以上により、当社は、同氏が独立性を有すると判断しています。	当社は、同氏の当社グループ外の上場企業等における業務及び企業経営を通じて得た電機・情報産業分野等に関する豊富な経験、知識、専門的見地及び人的関係等を当社の経営に活かすとともに、当社グループの業務執行と離れた客観的な第三者の立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言や提言をいただくことにより、当社の経営を監督する立場で活躍することを期待して、社外取締役として選任しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会	指名･報酬諮問委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

補足説明 更新

当社は、取締役会の機能の独立性と客観性を強化するため、2015年12月に、社外取締役全員が委員となる指名･報酬諮問委員会を設置しました。以後、指名･報酬諮問委員会は、当社の代表者の候補者を取締役会に提案するとともに、代表者等から提案される役員候補者及び役員報酬案の妥当性の検討を行い、意見を答申しています。取締役会は、指名･報酬諮問委員会の意見を尊重し、役員候補者及び役員報酬を決定しています。
上記の手続に基づき、当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、指名･報酬諮問委員会の答申を受け、2021年4月1日付の執行体制及び2021年6月25日開催の第13回定時株主総会に会社提案として付議する取締役候補者及び監査役候補者を決定しています。
当社は、役員報酬について、内規により取締役及び執行役員の報酬額の決定方法を定めています。内規の制定改廃は、代表取締役等から諮問された案について、独立社外取締役が過半数を占める指名･報酬諮問委員会が妥当性等の検討を行い、取締役会に対し答申し、取締役会は答申内容を尊重して内規の制定改廃を決定することにしており、取締役の個別の報酬等の内容の決定について代表取締役に再一任していません。

2021年3月期の事業年度における指名･報酬諮問委員会の開催回数は合計17回で、各委員の出席回数と出席率は以下のとおりです。
･阿部康行氏　　出席回数　17回　(出席率　100.0%)
･岩田眞二郎氏　出席回数　17回　(出席率　100.0%)
･浜崎祐司氏　　出席回数　17回　(出席率　100.0%)

また、当社は、2019年4月に、指名･報酬諮問委員会の委員である社外取締役が社内情報を適時的確に共有して委員会の実効性を高めるため、最高経営責任者 (CEO) を委員に追加しました。なお、指名･報酬諮問委員会における当社の代表者の候補者を提案するための審議、決定の手続は、CEOである委員を除いた社外取締役である委員3名で行うこととしています。
指名･報酬諮問委員会は、2021年6月25日現在、委員に社外取締役である岩田眞二郎氏、浜崎祐司氏及び鬼塚ひろみ氏並びにCEOである江口祥一郎氏が就任しており、同日付の指名･報酬諮問委員会決議により、浜崎祐司氏が委員長に就任しています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	6 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

社外監査役は、常勤監査役が内部監査部門 (経営監査室) から聴取を行う内部監査実施状況に関する月次の定例報告について監査役会で報告を受けるほか、取締役会で行われる内部監査結果報告に関して必要に応じて質疑を行い、意見表明を行っています。
また、社外監査役は会計監査人と監査役との定例会合にも出席し、会計監査人の年間監査計画及び会計監査の実施状況に関して会計監査人より報告を受け、必要に応じて意見を述べています。
さらに、社外監査役は、内部統制の統括部門 (内部統制室) に対する往査に参加し、内部統制システムの構築、運用状況について聴取するとともに、必要に応じて意見を表明しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
齊藤　勝美	他の会社の出身者													
栗原　克己	他の会社の出身者										○			
藤岡　哲哉	他の会社の出身者										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
齊藤　勝美	○	株式会社チュウチク　取締役（社外取締役） 同氏の兼職先である株式会社チュウチクと当社との間には、相互に寄附を含む取引、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。同氏が過去に役職員を務めた出光興産株式会社及び昭和シェル石油株式会社と当社との間には、それぞれ相互に寄附を含む取引、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。 また、同氏は過去においても当社の上記以外の主要取引先や主要株主の業務執行者等であった経験はありません。 以上により、当社は、同氏が独立性を有すると判断しています。	当社グループ外の上場企業等における業務及び企業経営を通じて得た豊富な経験、知識、専門的見地及び人的関係等を当社の監査の充実に活かすとともに、当社グループと離れた客観的な第三者の立場から取締役会及び監査役会において適切な助言や提言を行うことにより、当社の経営を監査する立場で活躍することを期待して、社外監査役として選任しています。
栗原　克己	○	日本アンテナ株式会社　取締役（社外取締役） 同氏の兼職先である日本アンテナ株式会社と当社との間には、過去から現在にかけて仕入の取引関係が、また、同氏が過去に役職員を努めた株式会社リコーと当社との間には、過去から現在にかけて仕入及び販売の取引関係がそれぞれありますが、当時及び当連結会計年度の取引額は、各取引年度の当社及び両社の連結売上高の1%未満であり、当社及び両社のそれぞれにとって主要な取引に該当せず、その他相互に寄附、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。 また、同氏は過去においても当社の上記以外の主要取引先や主要株主の業務執行者等であった経験はありません。 以上により、当社は、同氏が独立性を有すると判断しています。	当社は、同氏の当社グループ外の上場企業における業務及び企業経営を通じて得た豊富な経験、知識、専門的見地及び人的関係等を当社の監査の充実に活かすとともに、当社グループと離れた客観的な第三者の立場から取締役会及び監査役会において適切な助言や提言を行うことにより、当社の経営を監査する立場で活躍することを期待して、社外監査役として選任しています。

藤岡　哲哉	○	同氏が過去に役職員を務めた日本電気株式会社と当社との間には、過去から現在にかけて仕入及び販売の取引関係がありますが、当時及び当連結会計年度の取引額は、各取引年度の当社及び同社の連結売上高の1%未満であり、当社及び同社の双方にとって主要な取引に該当せず、その他相互に寄附、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。 また、同氏が過去に役職員を務めたNECキャピタルソリューション株式会社、NECヨーロッパ社（ロンドン）、公益財団法人NEC　C&C財団、一般社団法人産業競争力懇談会及び公益社団法人芝法人会と当社との間には、それぞれ相互に寄附を含む取引、役員の相互派遣、株式保有等の関係はありません。 また、同氏は過去においても当社の上記以外の主要取引先や主要株主の業務執行者等であった経験はありません。 以上により、当社は、同氏が独立性を有すると判断しています。	当社は、同氏の当社グループ外の上場企業の財務経理部門等での広範な業務を通じて得た豊富な経験、知識、専門的見地等並びに常勤監査役としての経営経験等を活かすとともに、当社グループと離れた第三者の立場から取締役会及び監査役会において適切な助言や提言を行うことにより、当社の経営を監査する立場で活躍することを期待して、社外監査役として選任しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	6名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役及び社外監査役をすべて独立役員に指定しています。

当社は、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の決定の際に、原則として、経験、実績、専門的知見・見識等による経営の監督機能の実効性を確保する一方で、一般株主との間で利益相反のおそれのない独立性についても確保するため、独立性に関する基準又は方針は、株式会社東京証券取引所における「上場管理等に関するガイドライン」III5．(3)の2を基準に、当社の主要株主や主要取引先（連結売上高の1%以上の取引額がある取引先）の業務執行者であった経歴がないことを確認するなど行った上でこれを実施しています。2021年6月25日現在、社外取締役として、岩田眞二郎氏、浜崎祐司氏及び鬼塚ひろみ氏の3名を、また、社外監査役として、齊藤勝美氏、栗原克己氏及び藤岡哲哉氏の3名を招聘しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、取締役の報酬について、株主総会で決議された報酬額の総額の範囲内で、内規により報酬額の決定方法を定めています。具体的には、基本報酬、役位（会長、社長、副社長、専務及び常務等）並びに職位（代表権、最高経営責任者、取締役会議長及び指名・報酬諮問委員会委員等）ごとの個々の報酬額を設定した上で個別の基本報酬額を決定し支給しています。
当社は、取締役を兼務しない執行役員の報酬について、取締役会で決議された内規により報酬額の決定方法を定めています。具体的には、基本報酬、役位（専務及び常務等）並びに職位ごとの個々の報酬額を設定した上で個別の基本報酬額を決定し支給しています。
なお、内規では金銭報酬額の決定方法のみを定めており、当社は、取締役及び執行役員に対し、職務執行の対価として株式又は新株予約権等の金銭以外の報酬は支払っていません。
また、取締役を兼務する者を含む執行役員には、内規で算定された個別の基本報酬額に利益業績（コア営業利益及び当期純利益の増減益額）に連動した係数を乗じてインセンティブ加減を行うことで、業績連動要素を加味した個別報酬額を執行役員報酬として支給しています。当方式は、指標が明瞭であり、報酬が会社利益の増減に応じて増減するためインセンティブが働きやすい理由から採用したものであり、指名・報酬諮問委員会の審議で妥当であるとの結論を得た上で、取締役会で決定しています。
なお、社外取締役及び執行役員を兼務しない取締役にはインセンティブ加減を導入していません。
当社は、当事業年度（2021年3月期）における執行役員報酬のインセンティブ加減にかかる目標設定にあたり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による業績への影響を考慮して、内規を見直し、当該インセンティブ加減の実施を凍結しました。加えて、執行役員全員が固定報酬額の一部を自主返納するとともに、売上の下限リスクを想定したキャッシュアウト抑制と経費削減を推進する緊急対策として、全社で新型コロナウイルス感染症対策（CEM）プロジェクト及び事業体質強化を推進しました。
かかる諸施策実施の結果、当事業年度の通期連結業績は、全社での緊急対策の取り組みにより、期初業績予想（2020年8月3日公表）を上回り、前年同期比でも減収となりましたが、すべての利益指標で増益となりました。

当社は、取締役に対して賞与を支給しないこととして株主総会で決議いただいていますが、上記のとおり、当事業年度の業績、執行役員のインセンティブ加減の実施の凍結及び固定報酬額の一部自主返納等を総合的に勘案して、2019年6月20日開催の第11回定時株主総会で決議いただいた取締役の報酬額とは別枠として、当事業年度末時点の執行役員を兼務する取締役5名（社外取締役及び執行役員を兼務しない取締役4名は、当該役員賞与の支給の対象外です。）に対して、役員賞与として最大総額33,300千円（各支給対象者の執行役員報酬月額の最大3か月分の合計額。）を限度として支払うことが2021年6月25日開催の第13回定時株主総会で承認されました。本株主総会での承認を受け、各取締役に対する具体的支給額は、本株主総会で承認された限度内で、各取締役の当事業年度の執行役員としての業績評価等を踏まえ、委員の過半数を独立

社外取締役で構成する指名･報酬諮問委員会による諮問手続を経て取締役会で決定しました。
　また、本役員賞与支給の内容については、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名･報酬諮問委員会から相当である旨の答申を得ています。
　なお、上記の取締役への賞与支給にあわせ、当社の取締役会は、当事業年度末時点の取締役を兼務しない執行役員7名に対しても役員賞与として最大総額38,400千円（各支給対象者の執行役員報酬月額の最大3か月分の合計額。）を支給することを決定しています。

　さらに、取締役及び執行役員は、役員持株会に入会し、決定した月額報酬から一定の割合の金額を役員持株会に拠出して当社株式を毎月一定額規模で取得することにより、中長期業績を重視した株主の目線に立った経営を行っています。
　当社は、株主総会で決議された報酬額の範囲内で取締役及び執行役員の個別報酬の決定プロセスを指名･報酬諮問委員会の答申を受け、取締役会で決議した内規により明確化しており、取締役及び執行役員の個人別の報酬等の内容の決定について代表取締役に再一任していません。また、内規の制定改廃は、代表取締役等から諮問された案について、独立社外取締役が過半数を占める指名･報酬諮問委員会が妥当性等の検討を行い、取締役会に対し答申し、取締役会は答申内容を尊重して内規の制定改廃を決定することにしており、取締役の個別の報酬等の内容の決定について代表取締役に再一任していません。

　また、当社の取締役会は、当事業年度に係る取締役等の個人別の報酬等について、報酬等の内容や決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された内規と整合していることや、指名･報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

　2021年3月期（直前事業年度）において、取締役及び監査役に支払った報酬その他の業務遂行の対価である財産上の利益の額（年額）及び支払人員は、259百万円（17名）です。
　その内訳は、取締役194百万円（10名）（うち社外取締役48百万円（3名））、監査役64百万円（7名）（うち社外監査役18百万円（4名））です。

　取締役及び監査役には上記報酬額の他、賞与、退職慰労金等その他の金銭報酬を支給しないものとしています。ただし、2021年6月25日開催の第13回定時株主総会において、2019年6月20日開催の第11回定時株主総会で決議いただいた取締役の報酬額とは別枠として、当事業年度末時点の執行役員を兼務する取締役5名（社外取締役及び執行役員を兼務しない取締役4名は、当該役員賞与の支給の対象外です。）に対して、役員賞与として最大総額33,300千円（各支給対象者の執行役員報酬月額の最大3か月分の合計額。）を限度として支払うことが承認されました。本株主総会での承認を受け、各取締役に対する具体的支給額は、本株主総会で承認された限度内で、各取締役の当事業年度の執行役員としての業績評価等を踏まえ、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名･報酬諮問委員会による諮問手続を経て取締役会で決定していますが、賞与の支給時期が2021年7月となるため、上記の報酬等の総額には含まれていません。

　当社は、本事業年度において、役員の職務執行の対価としての役員報酬を金銭によるもののみとしており、役員の職務執行の対価として当社の株式又は新株予約権を交付する制度を導入していないため、非金銭報酬等の支給はありません。

　上記の取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。当社は内規に従い、取締役の報酬及び使用人である執行役員の報酬を区分して支給しています。使用人分給与の支給を受けた使用人兼務取締役は5名で、当社が当該5名に支給した使用人分給与の合計額は75百万円です。上記の執行役員を兼務する取締役への賞与支給にあわせ、当社の取締役会は、当事業年度末時点の取締役を兼務しない執行役員7名に対しても役員賞与として最大総額38,400千円（各支給対象者の執行役員報酬月額の最大3か月分の合計額。）を支給することを決定しています。

　当社は、取締役を兼務する者を含む執行役員には、内規で算定された個別の基本報酬額に利益業績（コア営業利益及び当期純利益の増減益額）に連動した係数を乗じてインセンティブ加減を行うことで、業績連動要素を加味した個別報酬額を執行役員報酬として支給しています。具体的には、執行役員の役位及び職位ごとに内規で定められた報酬額に前事業年度（2020年3月期）の業績評価（最大1.5か月分減額から最大3か月分加算まで）を加減して当事業年度（2021年3月期）の個別の固定報酬額を決定して月額報酬として支給しています（固定報酬に業績連動要素を包含して金銭で支給。）。前事業年度の全社実績は、連結コア営業利益が2019年3月期約85億円に対し約56億円の実績となり、約29億円の減益、連結当期純利益（親会社の所有者に帰属する当期利益）が2019年3月期約38億円に対し約9億円の実績となり、約29億円の減益で、いずれも内規に定めるインセンティブ減算の対象となりました。前事業年度分のインセンティブ加減の算定結果は、2020年5月29日開催の取締役会に報告され、当事業年度の個別の基本報酬額を減算して個別の固定報酬額を決定しました。

　連結報酬の額が1億円以上の役員はいません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬の額又はその算定方針の決定方針については、CG方針第15条をご参照ください。

〔CG方針　掲載ウェブサイト　アドレス〕
https://www.jvckenwood.com/content/dam/pdf/181201_governance.pdf

当社の取締役の報酬額は、2019年6月20日開催の第11回定時株主総会において、月額36百万円以内（うち社外取締役分8百万円以内）とする旨が決議されています。なお、2019年6月20日開催の第11回定時株主総会の終結時の取締役の数は9名（うち社外取締役3名）です。
当社は、2021年6月25日開催の第13回定時株主総会において、固定報酬に加えて賞与を金銭で支給し、賞与を一体化した今後の取締役報酬の機動的な運用を可能にするため、賞与その他の金銭報酬を含めた取締役の報酬額等を月額から年額に改め、年額432百万円以内（うち社外取締役分年額96百万円以内）とする旨が決議されています。上記の取締役の報酬額には、使用人を兼務する取締役の使用人部分の報酬（執行役員分の報酬を含む。）を含めることとし、株式報酬等については別枠としています。なお、2021年6月25日開催の第13回定時株主総会の終結時の取締役の数は9名（うち社外取締役3名）で、執行役員を兼務する取締役は6名です。

当社は、取締役の報酬について、上記の株主総会で決議された報酬額の総額の範囲内で、内規により報酬額の決定方法を定めています。具体的には、基本報酬、役位（会長、社長、副社長、専務及び常務等）並びに職位（代表権、最高経営責任者、取締役会議長及び指名・報酬諮問委員会委員等）ごとの個々の報酬額を設定した上で個別の基本報酬額を決定し支給しています。
当社は、取締役を兼務しない執行役員の報酬について、取締役会で決議された内規により報酬額の決定方法を定めています。具体的には、基本報酬、役位（専務及び常務等）並びに職位ごとの個々の報酬額を設定した上で個別の基本報酬額を決定し支給しています。
なお、内規では金銭報酬額の決定方法のみを定めており、当社は、取締役及び執行役員に対し、職務執行の対価として株式又は新株予約権等の金銭以外の報酬は支払っていません。
また、取締役を兼務する者を含む執行役員には、内規で算定された個別の基本報酬額に利益業績（コア営業利益及び当期純利益の増減益額）に連動した係数を乗じてインセンティブ加減を行うことで、業績連動要素を加味した個別報酬額を執行役員報酬として支給しています。当方式は、指標が明瞭であり、報酬が会社利益の増減に応じて増減するためインセンティブが働きやすい理由から採用したものであり、指名・報酬諮問委員会の審議で妥当であるとの結論を得た上で、取締役会で決定しています。
なお、社外取締役及び執行役員を兼務しない取締役にはインセンティブ加減を導入していません。

＜取締役等の報酬等の内容に関する方針等の一部改定について＞
当社は、2021年5月14日開催の取締役会で、2021年度を開始年度とする新たな中期経営計画「VISION2023」を策定しました。また、「VISION2023」の策定に併せて役員報酬制度を見直すことで、役員一人一人に「VISION2023」目標達成の意識付けができると考え、経営責任と役割に応じた固定報酬に加え、短期及び中長期にわたる持続的な業績向上を実現するための有効なインセンティブ制度の導入等、報酬制度を改定することとしました。
改定後の取締役等の報酬等の内容に関する方針等は、以下のとおりです。

・取締役等の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針等
当社は、役員報酬制度を固定報酬、短期インセンティブ（以下、「STI」※1といいます。）及び中長期インセンティブ（以下、「LTI」※2といいます。）による3層構造として、その報酬内訳を明確にします。具体的には、取締役には、2021年6月25日開催の第13回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）で承認された改定後の取締役の報酬の限度額（年額432百万円以内（うち社外取締役分年額96百万円以内）。使用人を兼務する取締役の使用人部分の報酬（執行役員分の報酬を含む。）を含む。）の範囲内で固定報酬及びSTIを支給します。また、LTIは、上記の取締役の報酬の限度額とは別枠で、株式報酬（非金銭報酬等）として支給します。ただし、独立した立場で経営の監視・監督機能を担う社外取締役及び執行役員を兼務しない取締役は、STI及びLTIの支給対象外とします。また、取締役を兼務しない執行役員にも同様の固定報酬、STI及びLTIを支給します。
※1　STI：Short Term Incentiveの略。
※2　LTI：Long Term Incentiveの略。

当社は、取締役の報酬について、株主総会で決議された報酬額の総額の範囲内で、取締役会で決議された内規により報酬額の決定方法を定めています。具体的には、固定報酬については、取締役としての基本報酬額に職位（代表権、取締役会議長及び指名・報酬諮問委員会委員等）ごとの個々の報酬額を設定した上で個別の基本報酬額を決定し月額報酬として支給します。
当社は、執行役員の報酬について、取締役会で決議された内規により報酬額の決定方法を定めています。具体的には、固定報酬については、役位（社長、副社長、専務及び常務等）並びに職位（最高経営責任者等）ごとの個々の報酬額を設定した上で個別の基本報酬額を決定し月額報酬として支給します。

当社は、個別の基本報酬額から算出される算定基準額に対して、毎年の業績（売上収益、営業利益、資本効率指標（ROE）及び定性的評価）に連動して0％（支給無し）から200％（算定基準額の倍額支給）まで加減するSTIを賞与として支給する予定としています。当方式は、毎年の業績目標設定時に指標を明瞭にすることができるとともに、報酬額が業績の増減に応じて増減するため、インセンティブとして適切と判断し採用したものであり、業績に連動させる具体的な指標及び加減係数の決定を含め、指名・報酬諮問委員会の審議で妥当であるとの結論を得た上で、取締役会で決定しています。
STI対象者は、取締役を兼務する者を含む執行役員とし、社外取締役及び執行役員を兼務しない取締役は、STIの支給対象外としています。

また、当社は、内規による金銭報酬（固定報酬及びSTI）に加え、LTIとして当社の取締役（社外取締役及び執行役員を兼務しない取締役を除きます。）に対し、信託を用いた株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度の導入に関して本株主総会で承認されました。
本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としています。また、取締役を兼務しない執行役員に対しても同様の株式報酬制度を導入する予定としています。

本制度の概要は、以下のとおりです。
① 本制度の対象者
当社取締役（社外取締役及び執行役員を兼務しない取締役を除く。）
② 当初の対象期間
2022年3月末日に終了する事業年度から2024年3月末日に終了する事業年度まで
③ ②の対象期間（3事業年度）において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限
合計金96百万円
④ 当社株式の取得方法
自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法

⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数及び交付する株式数の上限
1事業年度あたり290,000ポイント
（1ポイントは当社株式1株とし、1事業年度あたりのポイント数の上限に相当する株式数は290,000株。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等が生じた場合には、係る分割比率・併合比率等に応じて調整される。）
⑥ ポイント付与基準
役位等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期
原則として退任時

当社は、以上の報酬制度に加え、取締役及び執行役員が任意で役員持株会を通じて当社株式を毎月一定額規模で取得して、中長期業績を重視した株主の目線に立った経営が行えるように環境を整備しています。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

当社は、2016年6月以降、経営陣から独立し中立性を保った独立社外取締役を取締役会議長とし、取締役会における活発な意見交換、議論の場を構築しています。2021年6月25日現在、社外取締役である岩田眞二郎氏が取締役会の議長を担っています。取締役会議長は、最高経営責任者（CEO：Chief Executive Officer）及びコーポレート部門担当執行役員等と協議の上、取締役会の議題を決定し、また、最高経営責任者（CEO）は、代表取締役として取締役会を招集し、取締役会議事録の作成責任等を負っています。
取締役会事務局（コーポレートセクレタリー室）は、監査役室スタッフと連携して、電磁的方法等によって取締役及び監査役に対して取締役会審議事項の通知及び取締役会資料について事前配付するなど、適時に情報伝達を行っています。また、執行役員会資料についても執行役員会事務局（コーポレートセクレタリー室）が必要に応じて配付をしており、業務の執行状況の監督機能の充実を図っています。
また、社外取締役3名全員及び最高経営責任者（CEO）が委員となっている指名・報酬諮問委員会においても事務局（コーポレートセクレタリー室）を設置し、委員会の議事録作成等、委員会の業務サポートを行っています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件（常勤・非常勤、報酬有無等）	社長等退任日	任期
辻　孝夫	特別顧問	地域、業界を中心とした渉外活動、当社経営幹部に対するセミナー・教育支援への知見の提供および当社の要請に基づく経営支援または業務支援。ただし、会社経営および業務執行に関して影響力を行使せず、また責任を有しない範疇での活動に限定。	・非常勤 ・報酬あり	2021/06/25	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新　1名

その他の事項 更新

―――

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

1．取締役会に関する事項
取締役会は、基本的・戦略的意思決定機関であると同時に、業務執行の監督機関と位置付けられ、毎月1回の定例開催及び必要に応じた臨時開催により、経営の基本方針や重要事項を審議、決議するとともに、業務執行状況の監視、監督を行っています。また、取締役の責任の明確化、経営の迅速性のため、取締役の任期を1年としています。あわせて社外取締役を積極的に招聘し、透明性の高い意思決定を図るとともに、変革とガバナンスを主導しています。
取締役は、2021年6月25日開催の第13回定時株主総会で岩田眞二郎氏（取締役会議長、社外取締役）、江口祥一郎氏（代表取締役）、野村昌雄氏（代表取締役）、宮本昌俊氏（代表取締役）、鈴木昭氏、栗原直一氏、園田剛男氏、浜崎祐司氏（社外取締役）及び鬼塚ひろみ氏（社外取締役）の9名が選任されています。
当社は、2016年6月以降、経営陣から独立し中立性を保った独立社外取締役を取締役会議長とし、取締役会における活発な意見交換、議論の場を構築しています。2021年6月25日現在、社外取締役である岩田眞二郎氏が取締役会の議長を担っています。取締役会議長は、最高経営責任者（CEO：Chief Executive Officer）及びコーポレート部門担当執行役員等と協議の上、取締役会の議題を決定し、また、最高経営責任者（CEO）は、代表取締役として取締役会を招集し、取締役会議事録の作成責任等を負っています。

2．監査役会に関する事項
当社は、監査役会設置会社であり、監査役は取締役会その他重要会議に出席するとともに、監査役会を開催し、取締役の職務執行、当社グループ全体の業務執行の監査、会計監査を実施しており、経営監査の機能を担っています。監査役会は、毎月1回及び必要に応じて随時開催されています。
監査役は、2020年6月19日開催の第12回定時株主総会で今井正樹氏（常勤監査役）、齊藤勝美氏（社外監査役）及び栗原克己氏（社外監査役）の3名が選任され、また、2021年6月25日開催の第13回定時株主総会で藤岡哲哉氏が選任されています。

3．指名･報酬諮問委員会に関する事項

当社は、取締役会の機能の独立性と客観性を強化するため、2015年12月に、社外取締役全員が委員となる指名･報酬諮問委員会を設置しました。以後、指名･報酬諮問委員会は、当社の代表者の候補者を取締役会に提案するとともに、代表者等から提案される役員候補者及び役員報酬案の妥当性の検討を行い、意見を答申しています。取締役会は、指名･報酬諮問委員会の意見を尊重し、役員候補者及び役員報酬を決定しています。

また、当社は、2019年4月に、指名･報酬諮問委員会の委員である社外取締役が社内情報を適時的確に共有して委員会の実効性を高めるため、最高経営責任者（CEO）を委員に追加しました。なお、指名･報酬諮問委員会における当社の代表者の候補者を提案するための審議、決定の手続は、CEOである委員を除いた社外取締役である委員3名で行うこととしています。

指名･報酬諮問委員会は、2021年6月25日現在、委員に社外取締役である岩田眞二郎氏、浜崎祐司氏及び鬼塚ひろみ氏並びにCEOである江口祥一郎氏が就任しており、同日付の指名･報酬諮問委員会決議により、浜崎祐司氏が委員長に就任しています。

4．執行役員制度に関する事項

当社は、2008年10月の当社設立当初から執行役員制度を導入し、監督機能と業務執行機能を分化して経営責任と業務執行責任を明確化しています。

取締役会は、変革とガバナンスを主導するために社外取締役を議長として、独立役員である社外取締役と、執行役員兼務取締役との議論を通じて透明性の高い意思決定を行い、業務執行を執行役員に委任し、最高経営責任者（CEO）は、取締役会の意思決定を受けて自ら議長を務める執行役員会を主導しています。

各執行役員は、オートモーティブ分野（AM分野）、パブリックサービス分野（PS分野）及びメディアサービス分野（MS分野）の3分野の分野責任者や傘下の事業部長を担当するとともに、その他分野で成長を続けているDXビジネス事業部を管掌し、また、米州、EMEA（Europe, Middle East and Africa：ヨーロッパ、中東及びアフリカ）、APAC（Asia-Pacific：アジア太平洋）及び中国の4地域に担当地域の全事業の運営責任を負う総支配人又は総代表を担当することにより、事業と地域の両面で責務を明確化しています。また、各執行役員が、CFO（Chief Financial Officer）、CTO（Chief Technology Officer）及びコーポレート各部門を担当してCEOを支える執行体制をとり、責務を遂行しています。

執行役員は、2021年4月1日以降、以下の13名（うち取締役兼務者6名）が選任されています。

･代表取締役　社長執行役員　最高経営責任者（CEO）
　江口　祥一郎
･代表取締役　専務執行役員　オートモーティブ分野責任者、IT部担当、事業改革担当
　野村　昌雄
･代表取締役　専務執行役員　最高財務責任者（CFO）
　宮本　昌俊
･取締役　専務執行役員　パブリックサービス分野責任者、経営基盤改革室長
　鈴木　昭
･取締役　常務執行役員　コーポレート部門担当（人事部、総務部、秘書室、サステナビリティ推進室担当）、EMEA総支配人
　栗原　直一
･常務執行役員　コーポレート部門担当補佐（企業コミュニケーション部担当）、経営企画部長
　髙田　伸一
･取締役　常務執行役員　最高技術責任者（CTO）、技術開発部担当、ものづくり革新部担当、知的財産部担当、法務部担当、調達･物流管理部担当
　園田　剛男
･執行役員　中国総代表
　寺田　明彦
･執行役員　オートモーティブ分野責任者補佐（DX※ビジネス事業部担当）、事業組織改革担当
　林　和喜
･執行役員　米州総支配人、APAC総支配人、海外事業強化担当
　村岡　治
･執行役員　オートモーティブ分野　アフターマーケット事業部長、国内マーケティング本部長
　関谷　直樹
･執行役員　メディアサービス分野責任者、同分野　メディア事業部長
　岩崎　初彦
･執行役員　パブリックサービス分野　無線システム事業部長
　佐藤　勝也

（注）DX：Digital Transformation

5．会計監査人に関する事項

･監査法人の名称　　有限責任監査法人トーマツ

･継続監査期間　　1994年以降
　※当社設立にあたって実施した株式移転における企業結合上の取得企業であった株式会社ケンウッドが会計監査人を選定した時期を記載しています。

･業務を執行した公認会計士
　孫　延生氏　継続監査期間　2年
　下平貴史氏　　同　　5年
　小野洋平氏　　同　　1年

･監査業務に係る補助者の構成
　監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士15名、その他の補助者30名、合わせて45名となっています。

･監査法人の選定理由と方針

現在の当社会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、当社が2008年10月1日付で日本ビクター株式会社と株式会社ケンウッドにより株式移転の方法で共同持株会社（ＪＶＣ･ケンウッド･ホールディングス株式会社）として設立された際、企業結合会計上の取得企業であった株式会社ケンウッドの会計監査人であったことから、その会計監査の継続性の観点より当社の会計監査人として選定されたものです。

ＪＶＣ･ケンウッド･ホールディングス株式会社は、2011年8月1日付けで商号を株式会社ＪＶＣケンウッドへ変更し、2011年10月1日付けで子会社

であった日本ビクター株式会社、株式会社ケンウッド及びＪ＆Ｋカーエレクトロニクス株式会社を吸収合併し現在に至っています。
なお、株式移転による企業結合上の取得企業であった株式会社ケンウッドが1994年6月に、監査法人トーマツ（現　有限責任監査法人トーマツ）を会計監査人として選定した理由は、株式会社ケンウッドの当時の売上高の過半を海外売上高が占め、かつ海外売上高に占める海外生産の比重が高まる状況下で、監査法人トーマツ（現　有限責任監査法人トーマツ）が海外監査法人と一体となって組織した国際ネットワークを持つ有力な日本系監査法人であったこと及び海外子会社の過半数の監査を監査法人トーマツ（現　有限責任監査法人トーマツ）と同系列のデロイトトウシュ（当時）に委託しており、いずれも高い評価を受けていたことによるものです。
また、当社は、「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」を以下のように定めています。
「監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当するときは、監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任し、また、監査役会は、原則として、会計監査人が監督官庁から監査業務停止の処分を受けるなど当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。」

・監査役及び監査役会による監査法人の評価
監査役及び監査役会は、毎年、監査役会で定めた「会計監査人の選解任に関する評価基準」に従い評価を行い、さらに上記に記載の「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」も踏まえ、監査法人の選解任の必要性について検討しています。監査役会は、現在の監査法人である有限責任監査法人トーマツについて、本基準に基づく適格性評価、及び「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」に基づく検討の結果問題が無いものとして再任が妥当との判断を行っています。

6．責任限定契約の内容の概要
当社は、社外取締役及び社外監査役として優秀な人材を招聘することができるよう、定款において、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定めています。
2021年6月25日現在、社外取締役3名及び社外監査役3名と、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、社外取締役又は社外監査役がその職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任の金額を、金500万円又は法令で定める最低責任限度額のいずれか高い金額を限度とする責任限定契約を締結しています。

7．役員等を被保険者とする補償契約について
当社は、役員等（取締役、監査役又は会計監査人）との間で補償契約を締結していません。

8．役員等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約について
当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員全員を被保険者とする会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しています。当該保険契約は、株主代表訴訟や第三者訴訟等により、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしています。
保険料は、特約部分も含め会社が全額負担し、被保険者の実質的な保険料負担はありません。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。また、当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととしています。
当該保険契約の更新時期は、毎年10月としています。

9．取締役の定数並びに選任及び解任の決議要件
定款の定めにより、取締役は9名以内とされ、株主総会による取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、また、累積投票によらないものとされています。

10．取締役会で決議できる株主総会決議事項
株主総会は、会社の最高意思決定機関として会社法に定める基本的事項について会社の意思を決定していますが、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、定款の定めにより、株主総会の決議によらず取締役会の決議により決定できるものとしています。
また、当社は、取締役及び監査役の責任を合理的な範囲に止めるために、定款において、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定めています

11．コンプライアンスに関する事項
当社は、「コンプライアンス」を単なる「法令遵守」に留まらず、「社会的要請への対応」と捉えています。すなわち、法令を遵守すること自体が目的なのではなく、法令に従うことによって、法令の背後にある社会的要請に応えることがコンプライアンスの目的であるとの認識の下に、最高経営責任者（CEO）を委員長とするコンプライアンス委員会を通じて当社グループのコンプライアンス活動を包括的に推進しています。
当社グループ全体を対象とした「ＪＶＣケンウッドグループ　コンプライアンス行動基準」は2010年3月に制定され、その内容（3か国語対応）は冊子による配付の他、当社グループ内イントラネットを通じて、当社グループ内の役職員に周知されるとともに、傘下関係会社については当社取締役会で選任された「コンプライアンス担当役員」を通じて周知徹底されています。
また、コンプライアンス教育については、内部統制室が主管しており、イントラネットを利用したeラーニングや実務研修により、当社及び主要な関係会社の役職員を対象にコンプライアンス研修を実施しています。
なお、コンプライアンス上の懸念が生じた場合は、「内部通報規程」及び当該規程に基づき、第三者通報窓口、専用電子メール受発信機器や専用電話／FAX、書面等を介することにより、内部統制室に設置された内部通報受付システム（ヘルプライン）に直接通報され、コンプライアンス委員会主導の下で是正措置がとられます。また、監査役通報システムが監査役室に設置され、会計・監査上の懸念が生じた場合は、直接通報されます。両システムとも、通報内容及び通報者名の秘密を守るため、専用の通信インフラとして運用され、選任された担当者が受け付け、社会的要請を逸脱した行為の発見と是正に努めています。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方として掲げている、「経営と執行の分離」、「社外取締役・社外監査役の招聘」及び「内部監査部門の設置によるチェック機能向上」を効果的に機能させるためには、監査役会設置会社形態で執行役員制度を導入することにより会社の機関が互いに連携した体制が最も有効だと判断しています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	原則、株主総会招集決議後速やか（株主総会開催日より概ね4週間以前）にインターネット等により開示を行うこと、また、株主総会招集通知を早期（株主総会開催日より概ね3週間以前）に発送することにより、議案検討期間を確保することに努めています。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主総会開催日の決定にあたり、いわゆる集中日を回避した日程で株主総会開催日を決定しています。なお、直近の第13回定時株主総会は2021年6月25日に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	当社は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使制度を採用しており、さらに、携帯電話、スマートフォンでも議決権行使が行えるようにしています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームを採用しており、常任代理人を含む管理信託銀行等の名義株主も当該プラットフォームを利用した議決権行使が可能です。
招集通知（要約）の英文での提供	当社ウェブサイト等に、招集通知の英訳版を掲載するなど、株主総会における議決権行使の円滑化をはかっています。
その他	株主総会議案の議決結果については、企業内容等の開示に関する内閣府令に基づき、賛否の票数を含めた開示（臨時報告書）を行っています。 当社ウェブサイトでは、株主総会の招集通知等に加え、事前質問受付フォーム及び事前質問のうち株主の皆様の関心の高い事項についての説明、事業報告のナレーション、株主総会のライブ配信、決議通知並びに決議結果（臨時報告書）等のコンテンツを掲載しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「適切な情報開示と透明性の確保」として「CG方針」に第13条に方針として公表しています。 〔CG方針　掲載ウェブサイト　アドレス〕 https://www.jvckenwood.com/content/dam/pdf/181201_governance.pdf	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則、各四半期決算後の年4回、アナリスト及び機関投資家向けに説明会を開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、決算短信、アニュアルレポート、プレスリリース等を適時掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	企業コミュニケーション部内に広報・IRグループを設置し、必要に応じて、アナリスト・機関投資家等に対して個別説明を実施するとともに、個人株主を含めた問い合わせ窓口としています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、持続可能な事業運営と企業価値の向上を力強く推進していくため、さまざまなステークホルダーとの積極的かつ丁寧な対話を促進していきます。その中でも、特に重要度が高いと考えられるステークホルダーを特定し、それぞれとのエンゲージメント（信頼関係構築）について当社ウェブサイトで開示しています。 詳細は、当社ウェブサイト「ステークホルダー　エンゲージメント」をご覧ください。 〔ステークホルダー　エンゲージメント　掲載ウェブサイト　アドレス〕 https://www.jvckenwood.com/jp/sustainability/group/engagement.html
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社グループは、サステナビリティについての考え方や取り組み等を当社ウェブサイトで開示しています。 詳細は、当社ウェブサイト　「サステナビリティ」をご覧ください。 〔サステナビリティ　掲載ウェブサイト　アドレス〕 https://www.jvckenwood.com/jp/sustainability.html
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	適時開示規程を社内規程として制定。 社内で決定、発生した事実について、情報開示委員会を通して、開示内容及び方法の検討を行い、ステークホルダーに対して適時的確な情報提供を実施しています。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、業務の適正を確保するために以下のとおり内部統制システム及びリスク管理体制を整備しています。

1．当社及び当社の主要な子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」）の取締役、使用人等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1）企業ビジョン、経営方針及び行動指針を制定し、これらを遵守するとともに、コンプライアンスに関する統括部門を定め、当社グループの全役職員と共有し徹底を図る。
2）当社グループ全体を対象にした各種の社内規程類又はガイドライン等を整備し、使用人の職務執行の指針とする。
3）ＪＶＣケンウッドグループ コンプライアンス行動基準を定め、これを遵守する。
4）当社グループ各社において「取締役会規程」を定め、経営意思決定・取締役の職務執行の監督を適正に行う。
5）当社グループ全体を対象にした内部監査を実施するほか、当社グループ全従業員が利用可能な内部通報制度「ＪＶＣケンウッドグループ 内部通報規程」を定め、「ＪＶＣケンウッドグループ コンプライアンス行動基準」を逸脱する行為に関する通報と是正手順及び通報者が不利益な扱いを受けないよう監視、保護する手順を整備する。
6）監査役は、独立した立場から、当社グループにおける取締役、使用人等の職務執行状況を監査する。

2．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
1）「取締役会規程」に基づいて取締役会議事録を作成し、法令及び社内規程に基づき本店に保存する。
2）機密文書情報や機密電子情報を管理する際の遵守すべき基本的事項を定める「情報セキュリティ基本規程」を定め、明確な取扱いを行う。

3．当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1）コンプライアンス及びリスクマネジメントに関するグループ規程を定め、それらのモニタリングに関する全社的組織体制を設置し、責任を明確にすることにより、当社グループにおけるリスクマネジメント活動を適正に推進する。
2）リスク別の管理規程を整備し、当社グループにおける各種リスクの未然防止や、発生時の対応・復旧策を明確にすることにより、重大事案の発生時における被害の拡大防止や損失の極小化を図る。

4．当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1）当社において企業集団全体の事業計画等を策定することにより、経営目標を明確化し、当社グループに展開し、その達成状況を検証する。
2）当社においては、執行役員制度を導入し、業務執行を執行役員に委任することによって経営の監督機能と業務執行機能を分化し、監督責任と業務執行責任を明確にする。
3）当社において「取締役会規程」及び「執行役員会規程」並びにグループ規程「職務権限規程」、「意思決定・権限基準」及び「決裁一覧表」を定めて、当社グループ全体の経営意思決定の方法を明確にする。
4）当社グループ各部門の職務分掌に関する規程を定め、担当領域を具体的にし、明確な執行を行う。

5．当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
1）「連結経営の基本方針」に基づき、経営理念・経営方針を共有するとともに、当社グループ規程として「職務権限規程」、「意思決定・権限基準」、「決裁一覧表」を定めて、企業集団全体での業務の適正化を図る。
2）主要な子会社に役員又は業務管理者を派遣して、業務の適正化を確保する。
3）子会社を対象にした内部監査部門による内部監査等を実施する。

6．子会社の取締役及び業務を執行する社員等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
1）子会社毎に当社の主管部門を定め、重要な情報の主管部門への報告の義務付けを行うとともに、主管部門は当該子会社の経営全般に対して責任を持つ。
2）必要に応じて、当社から各子会社に役員及び管理部門スタッフを派遣することにより、当該子会社の職務の執行状況を業務執行ラインで把握する。
3）当社グループ内で事業運営に与える異常事態が発生した場合に、遅滞なく適切な手順で当社経営トップに報告がなされる体制を確保する。

7．当社の監査役の職務を補助する使用人に関する体制、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
1）当社は、当社の監査役の監査業務を補助するため、監査役スタッフとして専任の使用人を置く。
2）当社は、監査役スタッフとしての専任の使用人の人事考課は監査役が行い、任用については当社の監査役と事前協議する。
3）当社の監査役は、監査役スタッフに対する指揮命令権を持つ等、補助使用人の独立性の確保に必要な事項を明確化し、当社はこれを尊重する。

8．当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
1）当社の監査役は、取締役会その他重要会議に出席し、当社グループにおける業務の執行状況その他の重要な事項について報告を受ける。
2）当社の取締役及び本社部門長が、当社の監査役に対し定期的かつ必要に応じて業務執行状況の報告を行う。
3）当社の監査役は、上記を含む年度監査計画に基づき、当社の各事業所・子会社の監査を実施し、報告を受け、聴取を行う。
4）当社グループの取締役及び使用人並びにこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役が事業の報告を求めた場合又は当社グループの業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速に対応する。
5）当社グループ全体を対象にした当社監査役への通報システムを設け、当社グループ内で発生した会計及び監査における不正や懸念事項について、当社グループ従業員等が直接監査役会に通報する体制を構築する。
6）当社の監査役は、内部監査部門の監査計画と監査結果について定期的に報告を受ける。

9．当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が上記8．の報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
1）当社の監査役への報告を行った当社グループの報告者について当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。
2）内部通報システムにより通報を受けた当社の監査役は、通報を理由として通報者に不利益な取扱いを行わないように関係部門に要請するとともに、通報者から不利益な取扱いを受けている旨の連絡がなされた場合、当社及び当社グループの人事部門に当該不利益な取扱いの中止を

要請する。

10. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
1) 当社の監査役が、その職務の遂行に関して、当社に対して費用の前払い等の請求をした場合は、当社は、当該請求に係る費用又は債務が当社の監査役の職務の遂行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
2) 当社の監査役は、監査の効率性及び適正性に留意して監査費用の支出を行う。

11. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制
1) 当社の取締役は、当社の監査役が策定する監査計画に従い、実効性ある監査を実施できる体制を整える。
2) 当社の代表取締役と当社の監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持つ。
3) 当社の取締役は、当社の監査役の職務の遂行に当たり、法務部門・経理部門・内部監査部門及び外部の専門家等との連携を図れる環境を整備する。
4) 社外監査役の選任にあたっては、専門性だけでなく独立性も考慮する。

12. 財務報告の適正性を確保するための体制
1) 金融商品取引法及び関係法令に基づき、当社及びその子会社から成る企業集団の財務報告の適正性を確保するための体制の整備を図る。
2) 財務報告の適正性を確保するための体制の整備・運用状況を定期的に評価し、改善を図る。

13. 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方
当社グループは、役職員を標的とした不当要求や、健全な経営活動を妨害するなど、ステークホルダーを含めた当社グループ全体に被害を生じさせるおそれのあるすべての反社会的勢力に対して、必要に応じて外部専門機関と連携しながら法的措置を含めた対応を取りつつ、資金提供、裏取引を含めた一切の取引関係を遮断し、いかなる不当要求をも拒絶する。当社グループは、このような反社会的勢力の排除が、当社の業務の適正を確保するために必要な事項であると認識している。

＜上記の内部統制システム及びリスク管理体制に基づき、当社が当連結会計年度において実施した主な取り組みの概要＞

1. コンプライアンスに関する取り組み
最高経営責任者（CEO）を委員長とするコンプライアンス委員会と担当部門が主導し、関連規程の更新、社内教育及びコンプライアンス情報発信等を行っています。また、ヘルプライン及び監査役通報システムの内部通報制度についても周知しています。

2. リスク管理に関する取り組み
リスクサーベイランスと事業継続計画の更新を行っているほか、部門毎に想定事態への対応訓練を行っています。また、異常事態発生時の報告・対応体制について周知しています。

3. 取締役会の運営に関する取り組み
執行役員制度に加え、社外取締役を取締役会議長に選任して取締役会を運営することで、ガバナンスの強化を図るとともに業務執行を執行役員に委任する経営体制となり、監督と執行をより明確に分化しています。
また、当社は、取締役会の機能の独立性と客観性を強化するため、社外取締役全員及び社長執行役員　最高経営責任者（CEO）が委員となる指名・報酬諮問委員会を設置しています。指名・報酬諮問委員会は、当社の代表者の候補者を取締役会に提案するとともに、代表者等から提案される役員候補者及び役員報酬案の妥当性の検討を行い、意見を答申しています。取締役会は、指名・報酬諮問委員会の意見を尊重し、役員候補者及び役員報酬を決定しています。
2021年6月25日現在、指名・報酬諮問委員会の委員長に社外取締役である浜崎祐司氏が、同委員に社外取締役である岩田眞二郎氏及び鬼塚ひろみ氏並びに社長執行役員　最高経営責任者（CEO）である江口祥一郎氏が就任しています。

4. 子会社管理に関する取り組み
経営監査室が国内外の関係会社を対象に、2年から3年周期で業務監査を実施しています。新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、監査役と連携を取りながら、関係会社1社については、監査役と合同監査を実施しています。また、業務監査の指摘事項に対しては、改善策の実施状況についてフォローを行っています。

5. 監査役監査について
監査役は、取締役会及び執行役員会等の重要会議に出席し、業務の執行状況その他の重要な事項について報告を受けているほか、面談や往査を通じて当社及び子会社の取締役、執行役員及び部門長等から業務執行状況等の報告を受けています。また、監査役は、当事業年度中に国内外関係会社のほか、本社部門、事業部門、国内営業拠点等合計44か所（インターネット会議システムを用いたリモート監査による6か所を含む。）に対して往査を実施するとともに、経営監査室から期初の年間内部監査計画及び月次で内部監査結果報告を受けています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方は、上記「1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」の「13. 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方」をご参照ください。
この基本的考え方に基づき、当社グループは、「JVCケンウッドグループ　コンプライアンス行動基準」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、不法・不当な要求には一切応じないと定め、実践しています。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項 更新

⑴ 最近の会社のコーポレート･ガバナンスの充実に向けた取組みの実施状況
2021年2月26日付で、取締役会の実効性評価の実施結果の概要を開示しました。
〔実効性評価方法及び評価結果の概要　掲載ウェブサイト　アドレス　〕
https://www.jvckenwood.com/jp/corporate/governance/evaluation _ of _ effectiveness.html

⑵ 当社の会社情報の適時開示にかかる社内体制の状況

当社は、社内における適時開示に関する基本的考え方･諸手続の周知徹底を行うと同時に、株主･投資家をはじめとするあらゆるステークホルダーに対する適切な評価･判断を確保するため、当社並びにその子会社･関連会社に関する重要な情報の公正かつ適時･適正な開示を行います。

当社の情報開示に関する適時開示規程の概要は以下のとおりです。
1．適時開示の方法
適時開示は、原則として、情報開示委員会にてその適時開示の内容を確認した上で東京証券取引所が運営する「適時開示情報システム（TDnet）」において開示し、その上で遅滞なく報道機関への発表及びその他法令･諸規則の定める開示手続を行う。また、開示情報は、開示後速やかに当社ホームページに掲載する。

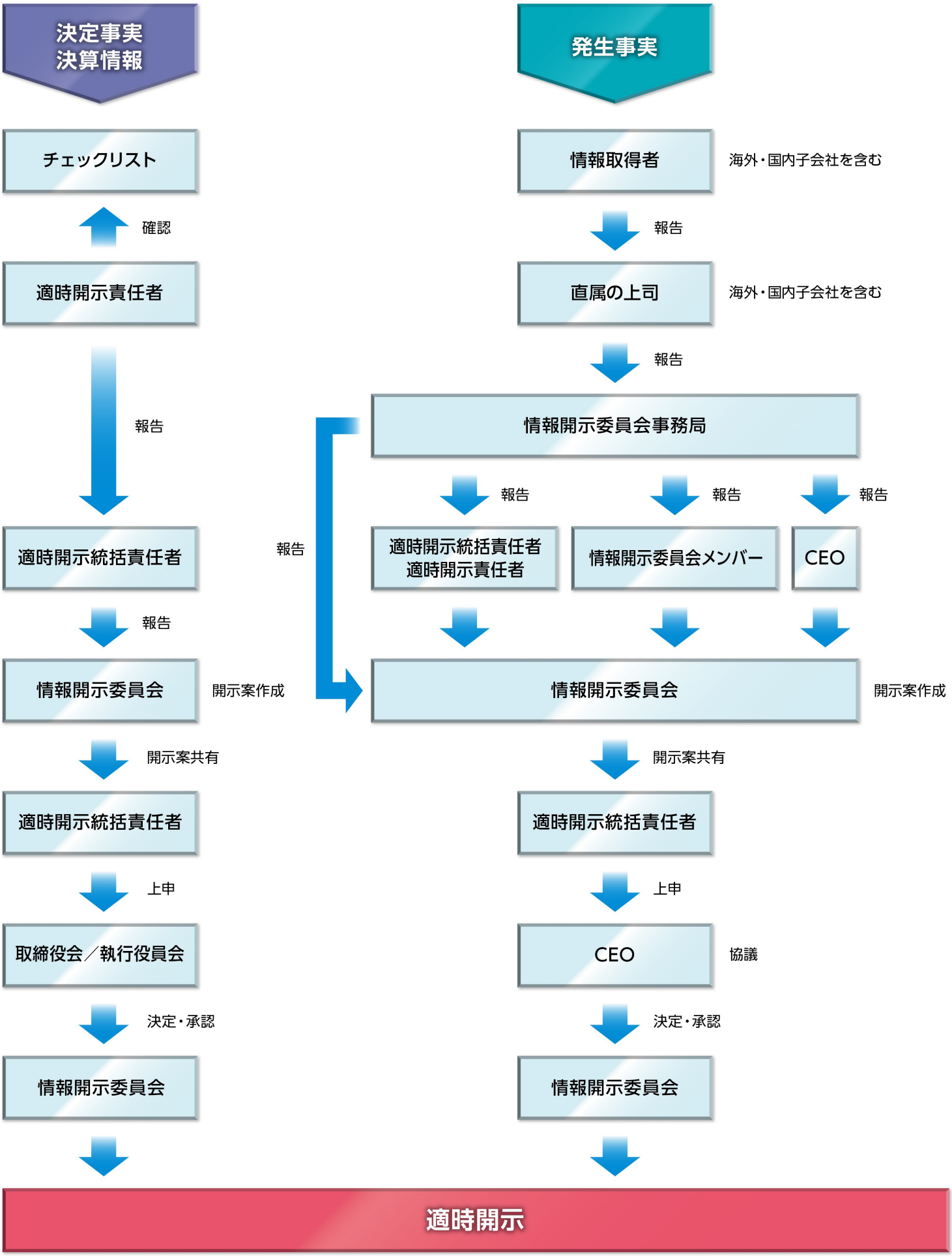
2．適時開示の責任部署
･適時開示については、特定の部門のみが関与するのではなく、全社をあげて取組み、当社における全ての部門が責任を負う。
･適時開示を要する事象を担当する各部門において、担当執行役員を適時開示統括責任者、部長を適時開示責任者とする。適時開示統括責任者は、適時開示情報を含む案件の取締役会及び執行役員会を含む社内決裁手続の起案及び適時開示情報の管理責任を負う。
･適時開示統括責任者及び適時開示責任者は、各部門内における適時開示体制の構築･維持･統制に責任を有し、重要情報の適時開示もれが発生しないようにしなければならない。また、適時開示を要する重要情報か否かなど適時開示に関して不明な点があれば情報開示委員会に照会しなければならない。
･情報開示委員会は全社の適時開示手続に関する統括部門として機能し、適時開示は全て情報開示委員会を窓口として適時開示規程に従い行うものとし、その他の部門では行ってはならない。

3．情報開示委員会
･当社全体における適時開示体制の維持･統制を行う。
･当社における開示情報は、情報開示委員会に集約の上、一元管理し、対外的な情報開示窓口は情報開示委員会に一本化する。
･情報開示委員会は、適時開示について、必要に応じ、顧問弁護士又は会計監査人と連携を取らなければならない。
･情報開示委員会の主たる役割は以下のとおりとする。
① 必要な情報開示の確定及び適時開示統括責任者が適時開示情報を含む案件にかかる社内決裁手続を起案する際の支援･助言
② 適時開示規程の策定･整備･改廃
③ 適時開示に関する社内体制の構築･維持･統制
④ 適時開示に関する諸手続きのデザインと有効性確保
⑤ 適時開示に関する社内教育（理解促進と周知徹底）
⑥ 開示書類の作成及び適時開示の実施

･情報開示委員会の構成は以下のとおりとする。
委員長　：コーポレート部門担当　執行役員
委　員　：最高財務責任者（CFO）、経営企画部長、企業コミュニケーション部長
事務局長：コーポレートセクレタリー室長
事務局　：企業コミュニケーション部（広報･IRグループ）、コーポレートセクレタリー室（株式法務グループ）

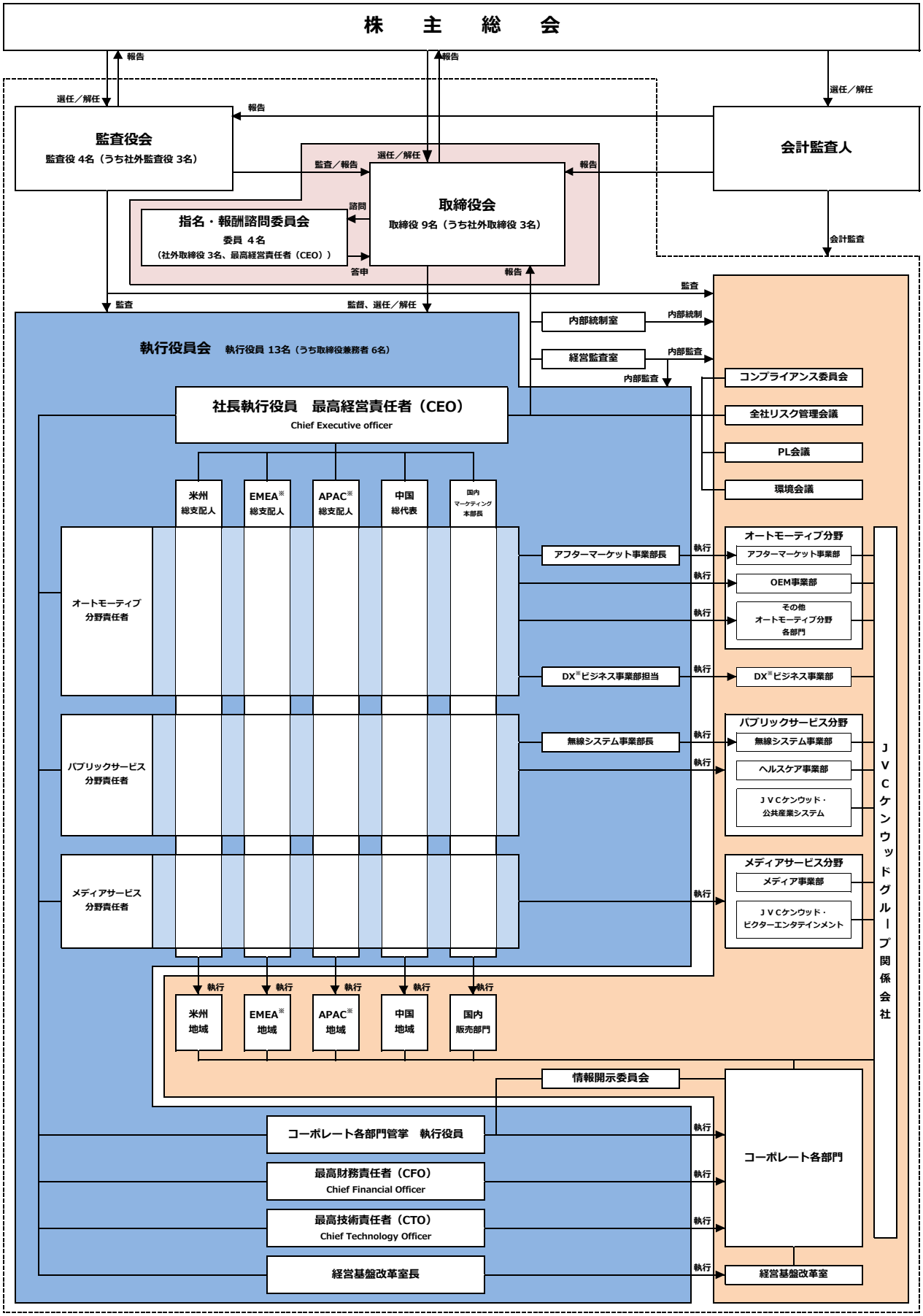
■適時開示体制の概要(模式図)

情報開示の流れ



【ＪＶＣケンウッドグループ　コーポレート・ガバナンス体制】

2021年6月25日現在



（注） EMEA：Europe the Middle East and Africa　（欧州、中東およびアフリカ）
APAC：Asia - Pacific （アジア太平洋）
DX：Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）